

# 交通安全対策事業



## 自転車乗車用ヘルメットの購入費の一部を補助します

愛知県で自転車に乗る際には、ヘルメットの着用が「努力義務」と愛知県条例で定められています。町では自転車を利用する児童生徒等および高齢者のヘルメット着用を促進し、自転車利用時の交通事故被害の軽減を図るため、自転車用ヘルメットの購入費用を補助します。

### 補助対象者

- 町内在住の7歳～18歳の方および65歳以上の方
- ※保護者が購入した場合は保護者の方が申請
- ※使用者1人につき1個まで
- ※購入から3カ月以内に申請してください。
- ※令和5年4月1日以降に購入したヘルメットに限ります。

### 対象ヘルメット 安全認証の付いた新品【図参照】

**補助額** 購入費用の2分の1(上限2,000円)※10円未満切り捨て

**申請方法** 次の①～⑤を防災危機管理課に提出してください。

- ①補助金交付申請書兼実績報告書
- ②領収書の写し等(購入者氏名、金額、日付、品名、購入店の記載があるもの)
- ③ヘルメットの安全認証適合を確認できるもの(保証書、説明書、現物等の提示)
- ④補助金交付請求書
- ⑤振込先が分かる通帳等の写し

### 安全認証マーク



GSマーク  
(ドイツ製品安全の認証)



SGマーク  
(製品安全協会の安全認証)



CEマーク  
(EU加盟国の安全認証)



JCFマーク  
(日本自転車競技連盟の安全認証)



CPSCマーク  
(米国消費者製品安全  
委員会の安全認証)



詳細はこちら →

今年度の  
申請受付期限は  
3月1日(金)  
までです。

## 高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金

高齢運転者によるアクセルとブレーキの踏み間違いが原因となる交通事故を未然に防ぐため、後付け設置に限り、安全運転支援装置の設置に要する費用の一部を補助します。

**補助限度額** 安全装置の購入設置額から4万円(センサー無しの場合は2万)を除いた額の5分の4(1,000円未満切り捨て)

- ・障害物検知機能付き 上限 3万2,000円
- ・障害物検知機能なし 上限 1万6,000円

**補助対象者** 次の全てを満たす個人

- ①町内に住所を有し、令和6年3月31日時点で65歳以上の方
- ②有効期限内の自動車の運転免許証を保有している方
- ③町税および自動車税を滞納していない方
- ④非営利かつ自ら使用する自動車に安全運転支援装置を設置した方
- ⑤申請者が支払った購入設置費に対する他の補助金を受けていない方

**補助対象の自動車** 次の全てを満たす車両

- ①個人の用途に供する普通自動車・小型自動車・軽自動車
- ②車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されている
- ③車検証の「使用者の氏名又は名称」欄に申請者の氏名が記載されている

※申請は、安全運転支援装置を設置した日から3カ月以内

※予算がなくなり次第終了します。設置後、お早めに申請してください

詳細はこちら



申請・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151・152